

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和7年2月末・速報）

目 次

表1	罪名別の新受人員の推移	1
表2	庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移	2
表3	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表4	裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	6
表5	平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	7
表6	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	8
表7	平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）	9
表8	平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	10
表9	平均評議時間の推移（自白否認別）	11

表1 罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (2月末)
総数	19,452	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,004	793	839	972	889	107
強盗致傷	4,505	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304	136	133	259	217	20
殺人	4,381	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217	220	228	202	233	31
現住建造物等放火	1,922	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97	87	80	100	94	9
覚醒剤取締法違反	1,708	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	77	28	60	123	82	8
傷害致死	1,619	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57	82	85	73	64	6
不同意わいせつ致死傷	1,516	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90	69	74	88	53	4
不同意性交等致死傷	1,274	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47	47	50	49	57	6
強盗・不同意性交等	615	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28	23	15	15	19	3
強盗致死(強盗殺人)	473	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33	12	18	25	21	12
危険運転致死	318	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22	25	23	8	19	3
偽造通貨行使	308	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5	11	31	7	2	-
銃刀法違反	138	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	9	5	9	2	1	3
通貨偽造	136	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1	4	1	1	2	-
保護責任者遺棄致死	117	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11	3	10	3	7	1
集団(準)強姦致死傷	81	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-	-	-	-	2	-	-
逮捕監禁致死	73	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-	-	-	8	2	-	-
組織的犯罪処罰法違反	58	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1	-	-	-	-	3	-
身の代金拐取	34	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1	2	8	10	3	-	-
麻薬特例法違反	34	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	-	-	1	1	1	-
拐取者身の代金取得等	32	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-	22	2	2	-	-
爆発物取締罰則違反	24	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-	1	2	-	1	3	-
麻薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
強盗・不同意性交等致死 (強盗・不同意性交等殺人)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-
その他	73	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3	7	1	6	10	1

- (注)1 延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 5 「不同意わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制わいせつ致死傷を含む。
 6 「不同意性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制性交等致死傷を含む。
 7 「強盗・不同意性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等を含む。
 8 「強盗・不同意性交等致死(強盗・不同意性交等殺人)」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦致死及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等致死(強盗・強制性交等殺人)を含む。
 9 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
 10 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
 11 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 12 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 13 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
 14 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 15 速報値である。

表3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別																				控訴人員	控訴率（％）		
		有罪										無罪													
		有罪人員	死刑	無期懲役	懲役							3年以下	有期禁錮	執行猶予	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送	その他						
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下									実刑	執行猶予のうち 保護観察			執行全部 執行猶予	執行全部のうち 保護観察
総数	17,248	16,689	47	323	161	208	757	1,797	3,389	3,243	2,846	948	16	16	2,956	1,576	6	3	7	1	166	18	375	6,302	37.4
殺人	3,990	3,884	24	108	81	103	460	692	547	481	433	205	-	-	750	314	-	-	-	-	31	3	72	1,413	36.1
強盗致傷	3,635	3,472	-	-	2	5	32	208	761	1,008	874	131	1	1	451	304	-	-	-	-	15	3	145	1,313	37.6
現住建造物等放火	1,640	1,599	-	2	2	2	18	47	83	212	396	160	3	3	677	437	-	-	-	-	9	-	32	334	20.8
傷害致死	1,600	1,550	-	-	2	6	6	121	399	387	343	109	-	-	177	38	-	-	-	-	31	7	12	641	40.5
覚醒剤取締法違反	1,552	1,478	-	2	4	10	65	230	756	348	38	17	-	-	8	2	-	-	-	-	57	-	17	814	53.0
(準)強制わいせつ致死傷	1,158	1,143	-	-	-	1	4	14	42	101	302	176	9	9	503	338	-	-	-	-	3	-	12	233	20.3
(準)強姦致死傷	733	704	-	2	13	17	34	120	175	188	112	18	1	1	25	18	-	-	-	-	1	-	28	310	44.0
麻薬特例法違反	492	489	-	-	-	1	8	40	143	198	90	4	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-	3	207	42.3
強盗致死(強盗殺人)	423	415	22	198	34	27	44	60	23	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	276	66.0
危険運転致死	300	297	-	-	-	4	6	39	125	70	36	15	-	-	2	1	-	-	-	-	-	2	1	121	40.7
強盗強姦	285	267	-	7	19	24	34	80	75	21	5	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	18	117	43.8
(準)強制性交等致死傷	261	252	-	1	1	1	13	32	86	65	36	6	1	1	11	9	-	-	-	-	4	1	4	127	49.6
偽造通貨行使	202	196	-	-	-	-	-	1	1	3	36	22	-	-	133	39	-	-	-	-	1	-	5	26	13.2
保護責任者遺棄致死	116	112	-	-	-	-	1	8	17	25	21	12	-	-	28	11	-	-	-	-	2	-	2	40	35.1
銃刀法違反	103	95	-	-	-	-	1	14	17	37	20	2	-	-	4	1	-	-	-	-	5	-	3	50	50.0
強盗・強制性交等	95	92	-	-	2	4	10	38	35	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	50	53.8
傷害	94	94	-	-	-	-	-	-	3	3	19	24	1	1	45	20	-	-	-	-	-	-	-	29	30.9
逮捕監禁致死傷	81	81	-	-	-	-	-	9	18	13	16	8	-	-	17	3	-	-	-	-	-	-	-	33	40.7
集団(準)強姦致死傷	66	63	-	1	-	2	8	8	25	12	3	1	-	-	3	3	-	-	-	-	-	2	1	33	52.4
強盗	50	50	-	-	-	-	3	5	6	13	12	3	-	-	8	2	-	-	-	-	-	-	-	17	34.0
通貨偽造	43	39	-	-	-	-	-	-	-	-	8	3	-	-	28	6	-	-	-	-	-	-	4	2	5.1
拐取者身の代金取得等	37	37	-	-	-	-	-	2	7	8	7	1	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	8	21.6
不同意わいせつ致死傷	34	33	-	-	-	-	-	-	-	1	9	6	-	-	17	10	-	-	-	-	1	-	-	10	29.4
(準)強姦	32	32	-	-	-	-	1	6	13	7	3	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	10	31.3
不同意性交等致死傷	29	27	-	-	-	-	1	3	10	6	4	1	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2	11	40.7
爆発物取締罰則違反	20	18	-	-	1	1	1	5	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	14	73.7
窃盗	19	19	-	-	-	-	-	-	1	1	3	4	-	-	10	4	-	-	-	-	-	-	-	3	15.8
組織的犯罪処罰法違反	16	14	-	2	-	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	10	66.7
麻薬取締法違反	12	12	-	-	-	-	-	5	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	50.0
(準)強制性交等	11	11	-	-	-	-	2	-	3	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	27.3
過失運転致死	11	11	-	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	5	45.5
自殺関与及び同意殺人	10	10	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	20.0
強盗・不同意性交等	9	8	-	-	-	-	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	12.5
関税法違反	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	6	-	-	-	1	-	-	-	-	6	66.7
非現住建造物等放火	7	7	-	-	-	-	-	2	-	-	3	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	14.3
建造物等以外放火	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-	-	2	28.6
身の代金拐取	7	4	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和7年2月末・速報）

	終局人員	終局																			無罪	家裁へ移送	その他	控訴人員	控訴率（％）			
		有罪																										
		有罪人員	死刑	無期懲役	懲役										執行全部猶予	執行一部猶予	罰金	刑の免除										
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下	執行全部猶予	執行一部猶予														
実刑																			有期禁錮	執行全部猶予	執行一部猶予	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送	その他	控訴人員	控訴率（％）
執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予	執行一部猶予										
激発物破裂	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7	
暴行	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	2	33.3	
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0	
死体損壊等	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	50.0	
道路交通法違反(準)強制わいせつ	4	4	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	50.0	
恐喝	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2	66.7	
大麻取締法違反	3	3	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3	
建造物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0	
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0	
逮捕監禁	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
詐欺	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0	
公務執行妨害	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気転覆	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
偽造有印私文書行使	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
重過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
保護責任者遺棄等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強要	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営利拐取等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
常習累犯窃盗	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
常習累犯強盗	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強盗・強制性交等致死(強盗・強制性交等殺人)	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電子計算機使用詐欺	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公用文書毀棄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
危険運転致傷	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	

(注) 1 実人員である。
 2 「その他」は、免訴、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いものを)、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 禁錮刑について、刑の一部執行猶予が言い渡された人員はない。
 7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
 9 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
 10 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 11 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
 12 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
 13 「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
 14 「危険運転致傷」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
 15 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正前の大麻取締法である。
 16 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 17 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 18 速報値である。

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (2月末)	
イ	裁判員候補者名簿記載者数	4,216,306	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600	233,300	232,800	236,600	233,000	213,700	204,100	198,500	
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	42.6	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4	55.3	50.9	44.8	42.8	36.7	43.1	50.4	8.9	
ハ	選定された裁判員候補者数	1,796,315 [106.4]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,059 [102.4]	132,831 [112.4]	127,811 [115.8]	120,187 [124.4]	127,490 [124.1]	118,754 [118.6]	104,205 [115.1]	101,150 [111.9]	85,589 [116.0]	92,207 [114.3]	102,787 [121.2]	17,735 [135.4]	
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	540,097	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	39,703	38,578	34,701	32,155	25,840	27,154	30,834	6,171	
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	1,256,218 [74.4]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,304 [71.8]	92,076 [77.9]	88,326 [80.0]	84,176 [87.1]	87,787 [85.5]	80,176 [80.1]	69,504 [76.8]	68,995 [76.3]	59,749 [81.0]	65,053 [80.6]	71,953 [84.9]	11,564 [88.3]	
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	589,019	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,707	44,907	39,523	33,922	34,385	30,704	33,525	37,448	6,196	
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	667,199	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,469	42,880	40,653	35,582	34,610	29,045	31,528	34,505	5,368	
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	475,985 [28.2]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,543 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	32,598 [27.6]	30,313 [27.5]	27,152 [28.1]	28,961 [28.2]	27,874 [27.8]	24,798 [27.4]	24,729 [27.5]	20,278 [26.8]	21,637 [27.5]	23,317 [27.5]	3,438 [26.2]	
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	26.5	40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	22.7	23.5	23.8	24.4	23.7	23.5	22.7	19.4
		(「チ」/「ト」)	71.3	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	67.5	68.6	69.7	71.5	69.8	68.6	67.6	64.0
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	126,143	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	7,498	7,299	5,896	6,471	5,452	5,709	6,134	889	
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	1,151,099	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,284	85,484	79,236	69,037	67,639	57,663	61,706	69,489	12,364	
	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	64.1	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	67.1	66.7	66.3	66.9	67.4	66.9	67.6	69.7	
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	409,903 [24.3]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,785 [23.9]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	27,554 [23.3]	25,678 [23.3]	22,954 [23.8]	24,853 [24.2]	24,044 [24.0]	21,859 [24.2]	21,558 [23.8]	17,635 [23.9]	18,778 [23.3]	20,239 [23.9]	3,042 [23.2]	
ワ	選任された裁判員の数	97,444	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	5,905	5,718	5,221	5,226	4,413	4,714	4,957	788	
カ	選任された補充裁判員の数	33,129	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	1,989	1,919	1,761	1,769	1,527	1,610	1,688	275	
(参考)	判決人員	16,875	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738	807	848	131	

(注)1 「イ」は刑事局の集計結果であり、平成29年から令和4年までは、名簿調製後直ちに削除された18歳及び19歳の者も含まれている。
 2 「ハ」ないし「ヲ」は延べ人員であり、速報値である。
 3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められたもののほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
 5 「ヌ」には、理由あり不選任決定(裁判員法34条4項)、辞退による不選任決定(同法34条7項)、理由なし不選任決定(同法36条)及び質問なし不選任決定(裁判員規則35条2項、3項)がされたものを含み、くじによる不選任決定(同法37条3項)がされたものは含まない。
 6 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 7 「ワ」及び「カ」は実人員であり、概数である。
 8 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 9 「」は、判決人員1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (2月末)
総数	判決人員	16,875	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738	807	848	131
	平均審理期間(月)	10.2	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.1	10.3	12.0	12.6	13.8	13.2	14.2	14.5
	公判前整理手続期間の 平均(月)	8.1	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.2	8.5	10.0	10.5	11.5	11.1	11.8	12.1
	公判前整理手続以外に 要した期間の平均(月)	2.1	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.3	2.1	2.4	2.4
自白	判決人員	8,797	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432	419	340	368	402	65
	平均審理期間(月)	8.1	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.7	7.9	9.9	9.8	10.7	10.2	10.9	10.4
	公判前整理手続期間の 平均(月)	6.1	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.1	6.4	8.1	7.8	8.6	8.2	8.9	9.1
	公判前整理手続以外に 要した期間の平均(月)	2.0	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5	1.8	2.0	2.1	2.0	2.0	1.3
否認	判決人員	8,078	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473	485	398	439	446	66
	平均審理期間(月)	12.6	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.3	12.5	13.9	15.1	16.5	15.7	17.2	18.5
	公判前整理手続期間の 平均(月)	10.2	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.0	10.5	11.7	12.9	14.0	13.5	14.4	15.3
	公判前整理手続以外に 要した期間の平均(月)	2.4	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	2.3	2.0	2.2	2.2	2.5	2.2	2.8	3.2

- (注)1 判決人員は実人員である。
 2 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたものを除外して算出した。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表6 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期間															平均公判前整理手続期間	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	16,639	-	7	236	904	6,063	4,299	2,409	1,293	633	328	176	117	56	44	27	47	8.1月
自白	8,656	-	6	205	799	4,335	2,040	757	312	120	40	23	10	5	2	1	1	6.1月
否認	7,983	-	1	31	105	1,728	2,259	1,652	981	513	288	153	107	51	42	26	46	10.2月

(注)1 実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されず公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を含まないため、判決人員は他の表と異なる。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (2月末)
総数	判決人員	16,875	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738	807	848	131
	平均実審理期間(日)	9.9	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4	9.5	10.6	10.8	10.5	12.1	13.8	17.5	14.9	16.0	16.4
	平均開廷回数(回)	4.7	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6	4.9	4.8	4.8	4.7	5.1	5.4	5.3	5.6	5.2
自白	判決人員	8,797	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432	419	340	368	402	65
	平均実審理期間(日)	6.6	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9	6.2	6.7	7.2	7.3	6.8	8.3	9.4	10.3	10.3	10.2	9.6
	平均開廷回数(回)	3.8	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8	3.9	4.1	4.3	4.2	4.3	4.0
否認	判決人員	8,078	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473	485	398	439	446	66
	平均実審理期間(日)	13.5	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0	12.6	13.5	14.0	14.1	15.6	17.6	23.7	18.7	21.2	23.1
	平均開廷回数(回)	5.6	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6	5.6	5.8	5.7	5.7	5.4	6.1	6.4	6.2	6.7	6.5

(注)1 判決人員は実人員である。

2 実審理期間は、第1回公判期日から終局(判決宣告)までの期間であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。最長のものは575日であり、最短のものは2日である。

なお、次の事件は、(1)～(3)の方法により算出した。

(1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。

(2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

(3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

3 開廷回数には、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。

4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。

5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

6 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (2月末)
総数	判決件数	15,837	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131	1,104	1,037	900	958	931	843	844	696	756	798	127
	取調べ証人実人数	2.8	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	3.1	2.9	2.7	2.9	3.1	2.9	2.9	2.8
	検察官請求証人数	1.9	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.0	1.9	2.1	2.3	2.1	2.0	1.9
	弁護士側請求証人数	1.2	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.0	1.1	1.2	1.1	1.2
自白	判決件数	8,195	110	905	818	753	662	602	579	532	417	463	459	393	390	325	345	379	63
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.5	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4
	検察官請求証人数	0.7	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
	弁護士側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	0.9
否認	判決件数	7,642	28	518	624	662	632	529	525	505	483	495	472	450	454	371	411	419	64
	取調べ証人実人数	4.0	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1	4.2	4.3	4.2	4.4	4.1	3.7	4.0	4.5	4.1	4.2	4.1
	検察官請求証人数	3.2	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2	3.3	3.4	3.3	3.6	3.2	3.0	3.2	3.7	3.4	3.3	3.3
	弁護士側請求証人数	1.2	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.3	1.1	1.1	1.2	1.0	1.2	1.2

- (注)1 裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとの件数建てである。
 2 証人の数は、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
 3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護士側請求証人数」に重複して計上した。
 4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。
 5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 7 概数である。

表9 平均評議時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (2月末)
総数	判決人員	16,875	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738	807	848	131
	平均評議時間(分)	703.8	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	719.6	731.9	760.3	778.3	768.2	761.2	836.2	894.2	857.1	849.6	826.5
自白	判決人員	8,797	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432	419	340	368	402	65
	平均評議時間(分)	535.4	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	541.9	560.1	580.3	583.9	567.5	585.6	641.6	644.9	619.0	615.0	601.3
否認	判決人員	8,078	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473	485	398	439	446	66
	平均評議時間(分)	887.3	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	917.7	914.1	916.6	959.8	961.5	921.6	1,004.3	1,107.1	1,056.6	1,060.9	1,048.3

(注)1 判決人員は実人員である。

2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。